

# 島根県病院事業中期計画 2013

平成25年3月  
島根県病院局



# 目 次

<b>I 計画の策定趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 計画改定の背景及び経緯 .....	1
2 本計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	1
<b>II 病院運営の基本方針</b> .....	<b>2</b>
1 県立病院の果たす役割等 .....	2
2 計画の重点項目 .....	2
(1) 医療機能の充実と政策医療の推進 .....	2
(2) 地域医療への支援強化 .....	2
(3) 職員の育成・確保 .....	3
3 病院の運営体制等 .....	3
(1) 運営体制のあり方 .....	3
1) 簡素で効率的な組織運営 .....	3
2) 組織運営の基本的な考え方 .....	3
(2) 自立的経営の推進と一般会計負担のあり方 .....	4
(3) 民間委託や協働の推進 .....	5
<b>III 病院運営の具体的取組</b> .....	<b>6</b>
1 各病院の取組 .....	6
◆中央病院	
(1) 医療機能の充実と政策医療の推進 .....	6
1) 5疾病5事業を中心とした医療機能の充実・強化 .....	6
①救命救急医療 .....	6
②がん治療、緩和ケア機能 .....	6
③周産期、新生児医療機能 .....	6
④看護体制の強化 .....	7
⑤急性期型病院としての機能の特化 .....	7
⑥チーム医療の推進 .....	7
⑦薬剤管理指導及び病棟薬剤業務の充実 .....	8
⑧外来・入院業務のシームレスな連携 .....	8
⑨災害時の医療提供体制の強化 .....	8
⑩その他の医療機能 .....	8
2) 安心・安全な医療の提供 .....	9
①医療安全体制の充実 .....	9
②医療情報管理体制の充実及び電子カルテシステム(IIMS)の安定稼働 .....	9
③日本医療機能評価機構による病院機能評価の更新 .....	9
3) 情報提供とサービスの向上 .....	9
①臨床評価指標の可視化による診療実績の積極的な情報提供 .....	9

②広報機能の充実	9
③医療相談体制の充実	9
④病院ボランティアとの連携	10
(2) 地域医療への支援強化	10
1) 地域医療情報ネットワーク「まめネット」への参加	10
2) ドクターヘリ・防災ヘリの活用	10
3) しまね地域医療支援センターへの協力	10
4) 地域医療支援病院の承認	10
5) 地域の医療関係機関との連携強化	10
(3) 職員の育成・確保	11
1) 臨床研修体制の充実	11
2) 職員研修等の充実	11
3) 勤務環境の充実	11
4) 院内保育所の拡充整備	11
(4) 自立的経営の推進	11
1) 収益確保対策	12
①医業収益の確保	12
②個人の医業未収金にかかる適切な債権管理	12
③未利用財産の売り払い	12
④一般会計負担金の確保	12
⑤効果的な資金運用	12
2) 費用節減対策	13
①効率的な契約手法の導入	13
②後発医薬品の適切な導入	13
③光熱水費の削減	13
④経費の可視化及び適正化	13
3) 官民協働による良質な医療を提供する病院づくり	13
①委託業務調整連絡会の運営	13
②統合物流の推進	13
③適切な業務委託	14
4) 適切な資産管理	14
①機器の管理	14
②建物・設備等の保全管理	14
5) 職員の経営参画意識の向上	14
<b>◆こころの医療センター</b>	
(1) 医療機能の充実と政策医療の推進	15
1) 医療機能の充実・強化	15
①急性期治療体制の確立	15
②総合リハビリテーション機能の強化	15
③専門的医療の充実	15

④精神科救急医療機能の充実	15
⑤医療観察法への対応	16
2) 安全で効率的な医療の提供	16
①医療安全体制の充実	16
②包括的暴力防止プログラム（CVPPP）の推進	16
③医療機能評価の受審	16
3) 患者サービスの向上	16
①患者対応の向上	16
②医療相談体制の充実	16
③薬剤業務の充実	16
(2) 地域医療への支援強化	17
1) 子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院の取組	17
2) 地域の精神科医療への支援	17
(3) 職員の育成・確保	17
1) 職員の人材確保と研修等の充実	17
2) 勤務環境の改善	17
3) 医療従事者の教育・研修機能の充実	17
(4) 病棟運営のあり方検討	18
(5) 自立的経営の推進	18
1) 収益確保対策	18
①患者数の確保	18
②診療単価の確保	18
③個人の医業未収金にかかる適切な債権管理	18
2) 費用節減対策	18
①経費の節減等	18
②後発医薬品の導入推進	19
3) 職員の意識改革	19
2 病院の運営体制等に関わる取組	20
(1) 経営目標	20
1) 中央病院	20
2) こころの医療センター	20
(2) 定員管理の考え方	20
(3) 適正な給与水準の確保	21
(4) 県民への情報提供	21
1) 診療に関する情報	21
2) 経営状況に関する情報	21
<b>IV 事業計画</b>	<b>22</b>
1 中期財政収支計画及び中期経営指標	22
(1) 中央病院 中期財政収支計画	22

1) 収益的収支 .....	22
2) 資本的収支 .....	22
3) 単年度資金収支 .....	22
4) 期末現金預金残高 .....	22
5) 病院事業債残高 .....	23
6) 設備投資計画 .....	23
(2) 中央病院 中期経営指標 .....	23
(3) こころの医療センター 中期財政収支計画 .....	24
1) 収益的収支 .....	24
2) 資本的収支 .....	24
3) 単年度資金収支 .....	24
4) 期末現金預金残高 .....	24
5) 病院事業債残高 .....	25
6) 設備投資計画 .....	25
(4) こころの医療センター 中期経営指標 .....	25
2 定員管理に関する計画 .....	26
<b>V 進行管理 .....</b>	<b>26</b>
1 計画の推進体制 .....	26
2 計画達成状況の公表時期 .....	26
(1) 平成23年度～平成24年度の計画 .....	26
(2) 平成25年度～平成26年度の計画 .....	26
3 計画達成状況の公表方法 .....	26

## I 計画の策定趣旨

### 1 計画改定の背景及び経緯

県立病院においては、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行するとともに、「病院事業中期計画」を策定し、職員一丸となって様々な経営改善方策に取り組むことにより、「安全で質の高い医療」を提供するとともに、全部適用移行後連続して単年度資金収支の黒字を達成するなど、経営面・医療面において相応の成果を上げてきました。

一方で、全国的な地方の医師・看護師不足や病院・診療所の廃院や休止が相次ぐなど地域医療の崩壊が懸念され、医療情勢が深刻さを増す中、県立病院も例外なく様々な課題に対してより一層適切かつ機敏に対応していくことが求められています。

さらに、消費税率が平成27年10月までに段階的に10%へ引き上げられることになったことにより、今後、消費税率引き上げによる病院負担の増加が想定されるなど、病院事業を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

こうした状況の中、島根県病院局では、「良質な医療の提供」、「経営基盤の確立の推進」に取り組むことによりまして、引き続き県民の皆様の期待に応え、県立病院の役割と使命を果たしていくため、現在進行中の中期計画を見直し、新たな経営目標や収支計画を盛り込んだ「病院事業中期計画2013」を策定しました。

### 2 本計画の位置づけ

本計画は、これまでの「病院事業中期計画」を、新たな国の医療制度改革や診療報酬の改定などに対応して、中期的な視点から県立病院が今後進むべき方向性を明確にし、計画期間中の目標を盛り込んだ計画として策定するものです。

また、「公立病院改革ガイドラインについて」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）に基づく「公立病院改革プラン」にも相当するものです。

### 3 計画の期間

平成25年度から平成28年度までの4年間の計画とします。

なお、診療報酬の改定が2年毎に実施されることから、平成27年度以降の計画は、次回の診療報酬改定が予定されている平成26年度に見直しを行います。

また、その他必要に応じて適宜見直しを行います。

## II 病院運営の基本方針

### 1 県立病院の果たす役割等

県立病院は、これまで全県を対象とする高次医療機能を担い、地域の医療水準を向上させる役割を担ってきました。

その基本的役割としては、県内全域をエリアとした高度・特殊・専門医療や救急医療、大規模災害、原子力防災などの医療対応等の政策医療の実施、地域医療に対する積極的な支援及び県内医療従事者の研修・研究機能を果たすことなどがあげられます。

今後とも、地域の医療機関等との連携を一層推進するとともに、経営の健全化に努め、質の高い高度医療、政策医療等を効果的、安定的に提供し、県立病院としての役割と使命を果たしていきます。

### 2 計画の重点項目

前述の県立病院の役割を将来にわたって担っていくために、計画期間中に、  
(1) 医療機能の充実と政策医療の推進 (2) 地域医療への支援強化 (3)  
職員の育成・確保を重点的に推進していきます。

#### (1) 医療機能の充実と政策医療の推進

県立病院の役割として求められている政策医療や高度・特殊・専門医療の提供に関して、本県の医療情勢や県民の医療ニーズを踏まえた上で、政策医療担当部署とも十分な連携を図りながら、県立病院としての医療機能のあり方を絶えず見極め、中期計画等へ反映していく必要があります。

県立2病院の政策医療や高度・特殊・専門医療の充実に対する県民等の要請は大変大きいものがあり、計画期間中に経営にも配慮しながら積極的に医療機能の充実に努めていきます。

さらに、自治体病院の責任として、地域医療を守り、広く県民に安全・安心で良質な医療サービスを提供し続けていくため、これまで以上に、民間医療機関では対応が困難な医療や県立病院の役割として実施すべき医療（いわゆる「政策医療」）の推進に取り組んでいきます。

#### (2) 地域医療への支援強化

医師・看護師不足が深刻化する中、県立病院の役割として求められている政策医療や良質で高度な医療の提供を円滑に行っていくためには、地域医療への支援並びに地域医療機関との適切な役割分担による連携の強化が一層求められています。

これまでも県立病院では、県と二人三脚で「隠岐島遠隔医療支援システム」や「へき地代診医派遣制度」の実施、防災ヘリを活用した急患搬送システム、離島



の精神科医療支援としての医師派遣、さらに平成 23 年 6 月のドクターヘリ導入など、自治体病院として地域医療の支援に取り組んできました。

今後はさらに、県が整備を行った新医療情報ネットワーク「まめネット」を有効に活用することなどにより、第三次医療機関としての機能を充実させ、より効率的で質の高い地域の医療体制を構築する取り組みを積極的に推進していきます。

また、こころの医療センターでは、平成 24 年度から開始した子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院の取り組みをさらに進めていきます。

### (3) 職員の育成・確保

医師、看護師、薬剤師などの医療従事者の確保が困難な状況が継続していますが、県民に提供する医療の質を確保・向上するためにも、病院職員が働きやすい環境を整備するとともに、処遇の改善、専門医・認定看護師等の資格取得支援や職員への研修機会の提供を積極的に行うなど職員にとって魅力的な職場づくりに取り組んでいきます。

また、病院の使命・役割を職員に徹底し、職員の業績や職務行動を評価することにより、職員の能力開発や職務改善につなげ、最終的には病院の社会的評価の向上に寄与するため、人事評価制度を試行しているところであり、試行結果を踏まえつつ制度の熟度を高め、本格実施を目指します。

さらに、一般行政職場との人事交流を行っている診療放射線技師等一部の医療従事職種及び事務職員については、高い専門性や病院事務に精通していることが求められることから、プロパー化や異動サイクルの長期化を検討します。

## 3 病院の運営体制等

### (1) 運営体制のあり方

病院を取り巻く厳しい環境のもとで、県立病院としての役割・使命を果たしながら、良質な医療サービスを将来にわたって、県民に安定的に提供していくためには、平成 19 年の地方公営企業法の全部適用導入時に地域医療支援の観点から「当面、県立病院の枠組みを維持すべき」とした考え方を踏襲し、引き続き迅速かつ柔軟な対応が可能な全適体制を維持します。

#### 1) 簡素で効率的な組織運営

病院事業管理者と病院局で本庁機能を有する本局は、引き続き中央病院内に置き、迅速かつ柔軟な意思決定が図られるよう簡素で効率的な組織運営を行っていきます。

## 2) 組織運営の基本的な考え方

県立病院全体の運営方針や重要事項の決定等は、病院事業管理者、病院長、病院局局長等の職員で構成する「県立病院運営会議」での協議を踏まえ、病院事業管理者が行うこととします。

また、中期計画や予算等で既に決定された方針に基づく具体的な病院運営については、基本的に病院長の権限で行えることとし、各病院の自主性に基づく運営を行っていきます。

## (2) 自立的経営の推進と一般会計負担のあり方

県立病院は地方公営企業として、公共性と経済性を両立させることが求められており、県民に対して恒常的に良質の医療を提供していくためには、安定的な経営基盤を確保する必要があります。

平成24年4月の診療報酬改定は、前回に引き続きプラス改定となりましたが、全ての病院に行き渡るような内容でないことや保険財政の状況から、2年後の改定は不透明な状況であり、病院経営にあたっては今後の収支を適切に見通していくことが必要となりますが、政策医療等の不採算部門等への地方公営企業法の規定の趣旨に基づく適正な一般会計負担を前提としながら、民間医療機関と同様な経営努力を行い、自立的な経営の確立に努めていきます。

そのために、民間的手法の活用や民間との協働を進めるとともに、職員一人ひとりが、医療に携わる者としてコスト意識の徹底を進め、病院職員全員が経営に参画する意識を醸成し、病院運営に意欲を持って取り組めるやりがいのある病院づくりを目指していきます。

なお、一般会計繰入金については、総務省の繰出基準に基づき、引き続き病院として担うべき政策医療や高度・特殊医療等にかかる経費について確保に努めます。

### 1) その性質上病院経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

- ・看護師確保養成に要する経費、救急医療確保に要する経費、へき地医療に要する経費等

### 2) 性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

- ・周産期医療に要する経費、精神医療に要する経費、小児医療に要する経費、企業債償還に要する経費等

### (3) 民間委託や協働の推進

これまでも業務の民間委託を推進してきたところですが、今後も民間委託が可能な業務については委託するとともに、民間との協働による病院づくりを進め、民間のノウハウを病院運営に活かし、引き続き質の高い医療の提供やサービスの向上を図ります。

また、こころの医療センターは、PFI手法による運営を開始してから5年が経過しましたが、この間の効果・課題等の検証結果を踏まえ、今後一層効率的な施設の維持管理等を行い、良質な医療の提供と患者サービスの向上を目指して、平成25年度に見直しを行います。

※PFI手法・・・公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

### Ⅲ 病院運営の具体的取組

#### 1 各病院の取組

##### ◆中央病院

本県の現状を踏まえると、県立病院として引き続き、①急性期型病院として、県全域を対象とする高度・特殊医療、②救命救急センター、総合周産期母子医療センター等の政策医療、③地域医療連携の推進、④医療従事者の教育・研修機能等を担っていく必要があります。次のような事項等について、経営面を考慮しながら取り組んでいきます。

#### (1) 医療機能の充実と政策医療の推進

##### 1) 5疾病5事業を中心とした医療機能の充実・強化

###### ①救命救急医療

県の保健医療計画における機能分担を踏まえ、中央病院は各医療圏域で確保することが困難な三次救急機能を担っていく必要があることから、二次、三次救急を中心として担い、救命救急センター機能の維持・充実を図るとともに、医師や救急隊員等の教育指導体制の強化を図ります。

特に、平成23年6月に導入されたドクターヘリについては、基地病院としてヘリコプターによる救命救急医療に取り組んでおり、運航体制の充実を図ります。

###### ②がん治療、緩和ケア機能

がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっていることから、がん対策を総合的に推進するため「島根県がん対策推進条例」が制定されたところであり、県の基幹病院として高度・特殊医療を担う中央病院においては、放射線治療や化学療法等のがん治療の充実を図るとともに、緩和ケア体制の強化を行います。

また、地域の医療機関との診療連携や、患者さんなどに対する相談支援機能の充実を図ります。

さらに、検査が保険適用となり適用疾患も増え検査件数が増加している、治療効果判定に有用性の高いPET-CTの早期の導入を目指します。

※緩和ケア・・・生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題などに関してきちんとした評価をおこない、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティー・オブ・ライフ（生活の質、生命の質）を改善するためのアプローチ

###### ③周産期、新生児医療機能

県内各地で産科医、小児科（新生児科）医不足が深刻な問題になってきており、中央病院の医師の負担が大きくなっていることや、県内唯一の総合周産期母子医療センターとしての機能を果たしていく必要があることから、産科・小児科（新生児科）・麻酔等医師の体制強化を図ります。

※総合周産期母子医療センター・・・母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる医療施設

#### ④看護体制の強化

医療の質や安全性の向上のため、平成21年度から一般病棟について7対1看護配置を導入したところですが、産休育休職員も増加傾向にあるなど、人員体制の十分な確保には至っていないため、2交代と3交代の選択制勤務など多様な勤務形態を導入しつつ、引き続き看護師の人員確保及び定着促進を進めます。

また、病棟における研修・指導を充実し、医療の質や安全性の向上を図ります。

なお、現在13領域14名の認定看護師については、新たな分野と複数化を図ります。また、倫理調整、教育、研究について質の向上を図るため、専門看護師の育成を進めます。

※一般病棟7対1看護配置（7対1入院基本料）・・・入院患者さん7人に対して看護師1人を配置するもので、中央病院では平成21年度から看護配置を10対1から7対1へ拡充した

※認定看護師・・・日本看護協会が認定する特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師

※専門看護師・・・特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上をはかることを目的として日本看護協会が認めた看護師。実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究の6つの役割を果たすもの

#### ⑤急性期型病院としての機能の特化

急性期型病院としての機能の特化を図るため、在院日数の適正管理に努めながら、医療従事者の確保及び高度医療機器の整備充実等を図ります。

また、がんや脳卒中などの地域連携パスを活用しながら、他の医療機関との機能連携を推進し、地域での完結を目指していきます。

さらに、平成24年度末で終了する島根大学医学部附属病院の病棟再編による患者動向への影響も見極めながら、急性期病院として必要な機能を踏まえた上で、病棟再編を検討します。

#### ⑥チーム医療の推進

個々の患者さんに適切な栄養ケアを行う栄養サポートチームや、がん疾患による様々な苦痛の予防と軽減を図る緩和ケアチーム、院内感染の予防・制御を行う感染対策チームなど、チーム医療を積極的に推進し、医療の質や安全性の向上を図ります。

また、平成24年度に院内の内部組織として設置した医療支援室によるチーム医療支援と職種横断的業務支援について、一層の充実を図ります。

※チーム医療・・・医師をはじめ看護師や薬剤師など多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提

に、目的と情報を共有し、互いに連携・補完し合い、患者さんの状況に的確に対応した医療を提供する

#### ⑦薬剤管理指導及び病棟薬剤業務の充実

医療安全の確保の観点から、入院直後からの持参薬の確認や服薬指導など、薬剤管理指導業務及び病棟薬剤業務の充実を図ります。

#### ⑧外来・入院業務のシームレスな連携

外来から入院診療へのシームレスな連携を目的として、手術や検査のため入院する患者さんに対して外来の段階で説明やチェックを行う部署の新設を検討するとともに、入院業務や手術室業務の曜日による偏りを緩和する手法を検討します。

#### ⑨災害時の医療提供体制の強化

未曾有の大災害をもたらした東日本大震災は、基幹災害拠点病院である中央病院にとっても、停電時の診療体制の確保や物流停滞時の必要物資の確保など、災害時の医療体制のあり方について多くの教訓を残しました。こうした教訓を踏まえ、災害時の医療提供体制の強化に努めるとともに、近県の同規模県立病院で合意した相互協力の取組を進めます。

このほか、災害時の医療提供体制の充実・強化のため、DMATのチーム数の増の検討や装備品の整備促進、原子力災害が発生した場合において、二次被ばく医療機関としての役割を果たします。

※基幹災害拠点病院・・・災害時における重症傷病者の受け入れ、広域搬送への対応、DMAT派遣等の地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能を強化し、都道府県の中心的な役割を果たすもの

※二次被ばく医療機関・・・初期被ばく医療後の被災者の全身の除染、汚染創傷の治療等を行うとともに、汚染状況及び被ばく線量の測定を行う。また、局所被ばく者等の診療を行う

※DMAT・・・災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする

#### ⑩その他の医療機能

・先進諸国に比べ日本の治験は遅れていることから、新薬が使われるまでには長い期間が必要となっています。患者さんが少しでも早く安全に新薬を使うことができるよう、他施設共同研究等の大規模臨床試験について積極的に対応するなど、治験への取組の充実を図っていきます。

・クリニカルパスの活用を推進することにより、患者さんにわかりやすい医療の提供に努めます。

※治験・・・・・・・・・・新しく開発された薬の人での有効性（効き目）や安全性（副作用）などを確認する臨床試験のことで、国から薬として承認を受けるために行うもの

※クリニカルパス・・・疾病の処置ごとに医師や看護師、薬剤師等の医療従事者が用いるための治療計画

## 2) 安心・安全な医療の提供

### ①医療安全体制の充実

患者さんの権利と責務を明確にし、「医療の質の向上」、「ヒューマンエラー対策」、「医療メディエーションの概念を導入したリスクコミュニケーションの充実」の3つの視点で医療安全対策を推進します。

※医療メディエーション・・・メディエーターが、当事者間の対話を促進することを通して、認知の変容を促し、納得のいく創造的な合意と関係再構築を支援するしくみ。メディエーターは、当事者自身による自主的な合意形成を促進する役割で、「調停案」を提示したり、説得や評価は行わない

### ②医療情報管理体制の充実及び電子カルテシステム(IIMS)の安定稼働

企画情報機能と医療情報管理の機能を統合した情報システム管理室において、カルテの質の向上、セキュリティ対策の推進、データ後利用の推進、しまね医療情報ネットワーク(愛称「まめネット」)の利用を図るとともに、個人情報の適正な取扱いにより、患者さんのプライバシーに配慮した医療を行います。

また、平成23年12月に、シンクライアントシステムの導入、院内ネットワークの整理・強化、PDA認証による医療安全対策の強化を実施・更新した電子カルテシステムについて、次期更新に向けたあり方について継続的に検討していきます。

### ③日本医療機能評価機構による病院機能評価の更新

認定期限が平成25年6月末となっている公益社団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の更新受審については、新たな評価内容が判明した時点で、再受審するか否かを検討します。

## 3) 情報提供とサービスの向上

### ①臨床評価指標の可視化による診療実績の積極的な情報提供

臨床評価指標の構築・設定により医療内容を評価し、臨床試験(治験)・病院年報などとともにホームページ上に掲載し、診療実績に関する情報提供を行います。

### ②広報機能の充実

内容、対象、送付先、媒体などを見直し、複数ある広報誌の一元化やホームページの改修により情報発信能力を強化するとともに、効果的な広報活動を推進します。

### ③医療相談体制の充実

医療や福祉などの関係機関との相互理解を深めるとともに、社会福祉士の配置

や研修の実施などにより医療相談員の専門性を高め、患者さんなどに対する医療相談の充実を図ります。

#### ④病院ボランティアとの連携

病院ボランティアの強みを生かした活動を通して、病院職員とともに患者さんの立場を尊重した医療を実践します。

## (2) 地域医療への支援強化

中央病院は地域医療拠点病院に指定されており、地域医療支援を病院の基本コンセプトの一つとして推進していきます。

具体的には次の取り組みを進めるとともに、へき地代診医派遣制度などにより地域医療支援を担っていきます。

### 1) 新医療情報ネットワーク「まめネット」への参加

県が整備するしまね医療情報ネットワークを活用して地域の医療機関との連携の基礎となる診療情報の共有を推進します。

### 2) ドクターヘリ・防災ヘリの活用

今後とも、平成23年6月に導入されたドクターヘリにより救命率の向上、後遺症の軽減を図りながら、防災ヘリを加えたヘリコプターによる救急搬送により、地域の医療提供体制の補完を図っていきます。

### 3) しまね地域医療支援センターへの協力

平成25年3月一般社団法人化された「しまね地域医療支援センター」の運営に積極的に参加するとともに、研修受け入れ病院として協力し、医師のキャリアパス支援を行います。

### 4) 地域医療支援病院の承認

地域医療支援病院の承認要件については、課題であった紹介率の要件を満たす見込みとなったことから、施設の共同利用等の要件整理を進め、早期申請を目指します。

### 5) 地域の医療関係機関との連携強化

限られた医療資源を有効に活用し地域の医療提供体制を確立するためには、地域の医療関係機関との役割分担や連携が必要です。

他の医療機関に対する医療機器の共同利用やオープン病床の設置、地域の医療従事者に対する研修を充実するなどにより、病病連携、病診連携を推進します。

※地域医療拠点病院・・・「島根県地域医療拠点病院取扱要領」に基づき、へき地診療所等への代診医等の派遣、医療機関従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業が実施可能な病院を知事が指定する



※地域医療支援病院・・・医療法に基づき、他の医療機関に対する医療機器や病床の提供による共同利用、紹介患者数の比率等、地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件に該当する病院を知事が承認する

※オープン病床・・・中央病院以外の医療従事者が診療、研究または、研修のために建物や設備等を利用すること

### (3) 職員の育成・確保

#### 1) 臨床研修体制の充実

初期・後期臨床研修医の確保、養成は、中央病院の医師確保や県内の医師確保の観点から極めて重要であることから、指導医を確保し、初期・後期臨床研修医の指導体制の強化を図ります。

また、歯科臨床研修の実施に向け体制を整備します。

#### 2) 職員研修等の充実

質の高い医療を提供するためには職員の一層の資質向上を図る必要があり、また、診療報酬上の基準や各種加算等において、各種の研修受講や資格認定などが求められるようになっており、積極的な研修派遣などにより資格取得機会の拡大を図ります。

#### 3) 勤務環境の充実

人員体制を整備し、医療機能の充実・強化を図ることは、医療従事者の労働環境の改善にもつながるものであり医師や看護師等の医療従事者の確保対策の観点からも積極的に推進していきます。

業務の見直しや勤務形態の見直しなどを行い、働きがいや目標を持って働きたいと思う職場づくりを進め、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めます。

また、必要に応じて勤務環境改善のため施設の拡充整備を行うこととし、特に、医師等医療従事者を確保していく上で不可欠な住環境の整備については、老朽化した職員宿舎を新築するなど、住居の確保に努めます。

#### 4) 院内保育所の拡充整備

医療従事者の確保や育児休暇からの円滑な復職を推進するため、平成22年3月から中央病院内に院内保育所を開設したところですが、利用者の増加により当初想定した定員を超える利用が続いていることから、院内保育所の増築整備を行うとともに、引き続き職員のニーズの把握に努めながら子育てと両立した職場づくりを推進します。

### (4) 自立的経営の推進

部門別原価計算システムの導入等により、経営管理体制の充実を図るとともに、

病院の経営状況や今後の収支見通しについて病院や委託企業の職員へ周知し、一人ひとりの経営参画意識の向上を図ります。

## 1) 収益確保対策

### ① 医業収益の確保

医療機能の充実を図りながら、未取得の施設基準や診療報酬改定に伴う新たな施設基準の取得に努めます。なお、平成18年4月から導入したDPCの分析・評価を実施し、適正な運用を推進するとともに、DPCⅡ群病院の要件分析を行い、Ⅱ群病院への移行に向けた取り組みを進めます。

また、診療報酬請求漏れの防止や保険請求の査定減対策を徹底することにより、収益の確保を図ります。

※DPC（診断群分類別包括評価）・・・疾患分野及び手術、処置などの診療行為により、包括的に診療報酬を算定する制度

### ② 個人の医業未収金にかかる適切な債権管理

個人の医業未収金については、患者負担の公平性等の観点から、電話や文書での催告を早期かつ定期的実施するとともに、個別訪問による納付の促進を図ります。

また、高額療養費や出産育児一時金等の各種制度について院内での周知を強化し、制度の利用を促進するとともに、クレジットカード払い制度の利用を促進し、未収金の発生抑制を図ります。

なお、悪質な未納者に対する法的措置を検討するとともに、真にやむを得えず回収が困難であると認められるものについては、基準を設けて債権を放棄し不能欠損処理を行うなど、適切な債権管理を進めます。

### ③ 未利用財産の売り払い

老朽化や道路の拡幅のため取り壊した宿舍の跡地について、早期の売却に努め、収益確保を図ります。

### ④ 一般会計負担金の確保

地方公営企業法の繰入基準に基づく一般会計繰入金については、繰入額の定額化や建設改良費の計画期間中における総額設定などにより、事業執行の柔軟性や繰入額の確保を図ります。

### ⑤ 効果的な資金運用

現金は、原則として単年度の大口定期預金により運用していますが、国の低金利政策により利息収入が著しく低額となっていることから、大口定期預金以外の運用方法や運用期間の長期化を検討します。

## 2) 費用節減対策

材料費や委託費などについて、コスト意識をもって徹底した見直しを行い、費用節減に努めます。

### ①効率的な契約手法の導入

経費の削減や業務の効率化、より良質なサービス提供を目的として、総合評価方式による入札や、長期継続契約の締結を推進します。

### ②後発医薬品の適切な導入

後発医薬品については、品目毎に普及状況や安全性等の情報を収集し、院内薬事委員会において適切な導入を図っていきます。

※後発医薬品・・・製薬会社が開発する薬の特許期間が過ぎた後に別の製薬会社が製造する同じ成分の安価な医薬品

### ③光熱水費等の削減

職員の省エネ意識の啓発に努めるとともに、空調設備インバーターの設置、省エネ技術、省エネ機器の導入による使用電力量の削減や井戸水の活用など光熱水費の節減を図ります。

### ④経費の可視化及び適正化

良質な医療提供を行うための前提である健全な経営を確保するため、給与費、材料費、委託費等の経費が医業収益に占める割合を可視化するとともに適正化を図ります。

## 3) 官民協働による良質な医療を提供する病院づくり

病院と委託業者が対等な立場で、質の高い医療を提供する病院を一緒に作るという目標を共有し、お互いの弱点を補いながら長所を発揮して病院運営を行う、官民協働による病院運営（統合運用）の取り組みを推進します。

統合運用の推進にあたり、委託業者の代表者で構成される統合運用推進室において、病院運営に関する課題抽出、部門間の調整、業務環境整備の支援を行う体制整備を図っています。

### ①委託業務調整連絡会の運営

病院と委託企業を構成員とする委託業務調整連絡会を設置し、委託業務に関する病院と企業との間の調整を行うことにより、病院運営の円滑な実施に努めます。

### ②統合物流の推進

医薬品、診療材料等について、購入から消費に至る院内の物流を一元的に管理し、官民協働で安全管理や医療現場の業務負担の軽減、コスト縮減を進めます。

さらに、物流管理システムを活用した在庫の適正化や物品コストの削減、医薬品や診療材料について、同種同等品や使用実績のない品目を削減し、適正な採用品目数の維持を図ります。

### ③適切な業務委託

民間の活用によりサービスの向上と経営の効率化を図ることが可能な業務について、業務委託を推進します。

## 4) 適切な資産管理

### ①機器の管理

医療機器や備品等の機器については、資産管理システムにより総合的に管理するとともに、医療機器はMEセンターにおいて一元管理し、効率化を図ります。

また、機器の整備更新は多角的視点から検討を行い、計画的な整備に努めます。

※MEセンター・・・医療機器に関して操作・保守点検・貸出及び修理対応をし、医療機器を効率よく安全に使用できるよう管理する機能

### ②建物・設備等の保全管理

新病院建設から十数年が経過し今後施設の修繕費が増嵩していくことから、アセットマネジメントの概念を導入し、施設の長命化と効率のよい施設管理を図ります。

※アセットマネジメント・・・資産を効率よく管理・運用することで、証券や不動産の業界でよく使われている。構築物の状態を把握・評価し、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮し、計画的かつ効率的に管理するとにより、更新時期の平準化と費用の最小化を図るもの

## 5) 職員の経営参画意識の向上

病院の経営状況や今後の収支見通しについて、病院や委託企業の職員へ周知し一人ひとりの経営参画意識の向上を図りながら、病院全体及び部門毎の目標管理を行い、経営の健全化を推進します。

## ◆こころの医療センター

### (1) 医療機能の充実と政策医療の推進

「全員参加のチーム医療・連携医療の推進による良質かつ効率的な医療の提供」を指針として、県の精神医療の基幹的病院としてこころの医療センターが担うべき医療の質の向上を図るため、次の事項に取り組みます。

#### 1) 医療機能の充実・強化

##### ①急性期治療体制の確立

急性期にある入院患者さんの早期退院・社会復帰を図るため、短期間に集中的な治療の実施に努めます。

特に、平成21年4月に取得した「精神科救急入院料」を継続して算定するため、引き続き適切な病床運用と施設基準の管理を行います。

##### ②総合リハビリテーション機能の強化

「総合リハビリテーション室」の相談部門、リハビリ部門、デイケア部門の各部門の有機的連携を更に充実させるとともに、地域とのより緊密な連携により退院促進及び地域生活支援の強化を図ります。

##### ③専門的医療の充実

地域、他施設及び他病院では対応困難な患者さんの積極的な受け入れや、県内唯一の児童思春期の病棟における重篤・入院加療が必要な患者さんの受け入れや専門外来等を活かした診療機能の充実を図ります。また、県が実施している子ども心の診療ネットワーク事業の拠点病院として各圏域の医療体制の強化に務めます。

アルコール依存を含む薬物依存などの専門的医療が提供できるよう検討します。

治療抵抗性の統合失調症治療に取り組むよう検討します。

せん妄と入院を要する認知症への対応や、自殺の可能性の高いうつ病への対応などの医療を提供します。

専門的医療の提供に必要な資格取得と人材育成に努めます。

##### ④精神科救急医療機能の充実

本県の精神科救急医療システムの中心的機能を果たすとともに、精神科救急情報センターとして24時間体制で患者相談等に対応するなど、精神科救急医療の基幹的機能の充実と促進を図ります。また、地域の医療機関と連携し状態の落ち着いた患者さんについて地域の医療機関に転院を行うなど医療機関同士の連携を検討します。

#### ⑤医療観察法への対応

当院は、医療観察法の通院医療機関です。今後とも通院医療機関として医療機能の充実を図ります。

本県には医療観察法の入院医療機関がありません。医療の質の向上のためにも、県の整備方針を踏まえ入院医療機関の具体的な検討を進めます。

#### ⑥その他の医療機能

個々の患者さんの適切な栄養ケアを行い、医療の質の向上を図るため、NST（栄養サポートチーム）活動を推進します。

### 2) 安全で効率的な医療の提供

#### ①医療安全体制の充実

医療事故を防止するため、医療安全推進室を中心として組織横断的な体制の充実を図ります。

#### ②包括的暴力防止プログラム（CVPPP）の推進

患者さんから医療従事者への暴力行為などを回避し、安全に患者さんを保護するための組織的な対処方法として「包括的暴力防止プログラム（CVPPP）」の充実を図ります。

#### ③医療機能評価の受審

質の高い医療を効率的に提供し、安全で安心な病院機能を確立するために、（財）日本医療機能評価機構による医療機能評価の受審についてその効果を踏まえながら検討していきます。

### 3) 患者サービスの向上

#### ①患者対応の向上

精神科固有の特性に配慮しつつ、病院の「主役」である患者さんの立場に立った医療が提供できるように、職員研修等を通じて適切な接遇やコミュニケーション能力等の向上に努めます。

#### ②医療相談体制の充実

患者さんの地域移行支援や退院後のフォローについて、よりきめ細やかに対応するために、病棟担当制や外来窓口の相談業務を強化するなどして医療相談体制の充実を図ります。

#### ③薬剤業務の充実

平成24年10月から原則院外処方を実施しました。これに伴い病棟服薬指導等の業務を充実し良質な医療提供を図ります。

## (2) 地域医療への支援強化

### 1) 子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院の取組

特に児童・思春期、青年期の心の問題に関心が高まり、積極的な対応が社会的要請となっていますが、子どもの心の診療を積極的に行う医師及び専門機関が絶対的に不足している状況にあり、また関係機関への技術援助・情報提供などのネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっています。このような状況を踏まえ、県では当院を拠点病院として関係機関と連携した子どもの心の診療体制を平成24年度を初年度として3年間をめどに構築する事としています。当院はこの事業の拠点病院として関係機関への技術援助、情報提供などを積極的に行い重篤・入院加療が必要な場合を除いて各圏域内での対応が可能となるよう取り組みます。

### 2) 地域の精神科医療への支援

現在実施している隠岐病院への医師派遣や隠岐及び雲南圏域の精神科救急患者の受入れ等、今後とも地域の精神科医療の支援に努めます。

## (3) 職員の育成・確保

### 1) 職員の人材確保と研修等の充実

病院が目指す医療機能のより一層の充実を図るため、検査部門をはじめとした医療スタッフの人材を確保するためのシステム整備を図るとともに、精神保健指定医研修や認定看護師等に対する資格認定などの各種研修会及び学会・研究会等への積極的な派遣や院内での計画的な研修を行い人材の育成に努めます。

### 2) 勤務環境の改善

人材確保の観点からも、包括的暴力防止プログラムの取組などによる勤務環境の改善を図るとともに、中央病院敷地内に設置された院内保育所の利用促進を図りながら働きやすい環境の整備を推進していきます。

また、看護師宿舎等については病院局の方針に基づいて住環境の整備に努めます。

### 3) 医療従事者の教育・研修機能の充実

後期研修医の受入は、県内の精神科医師の確保の観点からもきわめて重要であることから後期研修医の確保・養成に努めます。このため、ホームページによる当院の魅力の発信などの情報提供に努めます。

また、医療従事者養成機関と連携し、将来の精神医療を担う学生実習の受入体制の充実を図り積極的な受け入れを行います。

#### (4) 病棟運営のあり方検討

新病院移転後の、病床利用率を見るとそれまで86%程度であった病床利用率が、平成23年度に81%台となり、平成24年度も同様の状況にあります。精神医療が入院から地域へという流れの中で病床利用率が低下している状況です。

このような中で上記(1)から(3)の取組を踏まえ、地域が当院にどのような医療機能を求めているかを考慮しつつ、病棟の運営のあり方を検討していきます。

#### (5) 自立的経営の推進

新たな施設基準の取得などによる収益確保や、民間委託などによる経費節減に努めるとともに、経営方針や経営情報の周知などによる職員の主体的な取組を促し、安定した経営基盤の確保を目指します。

##### 1) 収益確保対策

###### ①患者数の確保

入院から地域への流れの中で病床運用については、病棟の再編も視野に入れ医療機能の見直しを行います。また、専門外来や退院患者さんのフォローの充実などにより患者数の確保を図ります。

###### ②診療単価の確保

新たな施設基準の取得に努めるとともに、既を取得している施設基準についても、適切な医療を効率的に提供することにより、一定の診療単価の確保に努めます。

###### ③個人の医業未収金にかかる適切な債権管理

診療収入等の滞納について、患者さん個々の特性等に配慮しつつ、発生の防止や解消を図る取組を継続して行います。なお、悪質な未納者に対する法的措置を検討するとともに、真にやむを得ず回収が困難であると認められるものについては、基準を設けて債権を放棄し不納欠損処理を行うなど、適切な債権管理を進めます。

##### 2) 費用節減対策

###### ①経費の節減等

新たに導入したPFI手法による民間ノウハウを活用して経費節減に努めるとともに医療内容や患者サービスの維持向上を図りつつ、業務方法や契約の見直しなどにより無駄を省き効率的な予算執行に努め、経費削減努力を継続します。

※PFI手法………公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法



## ②後発医薬品の導入推進

後発医薬品については、品目毎に普及状況や安全性等の情報を収集し、院内薬事委員会において安全性等を確認したうえで、可能な品目について導入を図っていきます。

※後発医薬品……………製薬会社が開発する薬の特許期間が過ぎた後に別の製薬会社が製造する同じ成分の安価な医薬品

## 3) 職員の意識改革

職員の経営参画意識を醸成し、経営の健全化に主体的に取り組むため、経営情報紙の発行などによる職員への経営情報の周知を図るとともに、病院全体及び部門毎の数値目標による管理などを行います。

## 2 病院の運営体制等に関わる取組

### (1) 経営目標

県立病院の役割を果たすため、本計画期間中は次のとおり経営目標を定めます。

#### 1) 中央病院

減価償却費が平成27年度まで比較的高水準で推移すること等から、本中期計画期間においては経常収支の黒字化は困難なこと、また、新病院建設後十数年を経過し、大規模な設備改修や医療機器の更新整備の時期を迎えるため、経営の安定化を確保しつつ、必要な設備投資について着実に対応する必要があることから、各年度末において償却前損益を黒字化することを目標とし、平成28年度末において60億円台後半の期末現金預金残高を確保します。

#### 2) こころの医療センター

精神医療はそもそも不採算医療であることや、平成19年度に新病院を建設したところであり、減価償却費が平成36年度頃まで高水準で推移することから、国の医療費抑制策の抜本的見直しが期待できない現状では経常収支の黒字化は極めて困難な状況です。しかしながら、医療の質を確保するためには安定的な経営が重要であり、そのために必要な運営費（期末現金預金残高8億円以上）の安定的な確保を図りつつ、病棟再編や医療機能の見直しを行い、単年度資金収支の黒字化を目指します。

### (2) 定員管理の考え方

医療法により医療に直接かかわる部分の委託が基本的に禁止されていることから、病院事業に要する医師、看護師をはじめとする医療スタッフの総数については、病院の医療機能のあり方によって大きく影響を受けます。

そのため、事務局等を中心に民間委託を積極的に推進するなど、定員の削減に努めながら、県民の医療ニーズを踏まえ、県立病院として必要な医療機能の充実のための医療スタッフを確保し、全体として適切な定員管理を行っていきます。

#### 〈定員削減の取組〉

##### ○PFI事業の導入

■こころの医療センターの運営にPFI事業を導入〈平成19年度〉

##### ○民間委託の推進等

■調理業務の委託

〈こころの医療センター 平成19年度〉

〈中央病院 平成24年度から一部開始〉

■施設管理、運転業務及び集金業務の委託

〈中央病院 平成19年度〉

○組織の簡素化、事務の集中等

〈全適化に合わせて平成19年度実施〉

○病院機能の見直し

■病棟再編、病床数の削減

〈こころの医療センター 平成19年度新病院移転時〉

〈今後充実すべき医療機能〉

○中央病院

■救命救急センターの体制強化

■がん医療の充実

■周産期医療の充実

■臨床研修機能の充実

■医療安全体制の強化等

○こころの医療センター

■総合リハビリテーション機能の強化

■医療安全体制の強化等

### (3) 適正な給与水準の確保

給与制度については、知事部局の取組方針を基本にしつつ、給与情報を公表することにより、県民との共通理解に立って見直しを行い、適正な給与制度の運用・水準の確保に取り組めます。

### (4) 県民への情報提供

#### 1) 診療に関する情報

県立病院における医療の内容・質について広く県民に理解されるよう、手術件数や救急患者数等の診療実績、手術成績及びがん5年生存率等の臨床指標の状況を積極的に公開します。

また、県民が傷病や診療内容を正しく理解し、医療スタッフとの良好な信頼関係を築くことを目的に、カルテ等診療情報の適切な開示に努めます。

#### 2) 経営状況に関する情報

病院局ホームページにおいて、事業概要、収支状況などの経営状況に関する情報をわかりやすく公開します。

#### IV 事業計画

##### 1 中期財政収支計画及び中期経営指標

平成27年度以降の収支計画等については、国の医療制度改革や診療報酬の改定等の状況及び消費税率引き上げ影響への措置を踏まえながら平成26年度に見直しを行います。

##### (1) 中央病院 中期財政収支計画

##### 1) 収益的収支

(単位:百万円)

項目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
医業収益	16,891	16,854	17,090	17,118	17,269	17,236
うち入院収益	12,011	12,117	12,231	12,259	12,410	12,377
うち外来収益	3,989	3,833	3,938	3,938	3,938	3,938
医業外収益	1,833	1,934	1,840	1,847	1,813	1,785
特別利益	2	14	6	6	6	6
総収益	18,727	18,802	18,936	18,971	19,088	19,027
医業費用	17,947	18,728	18,968	19,169	19,332	18,527
うち給与費	7,888	8,427	8,540	8,619	8,688	8,623
うち材料費	5,058	5,057	4,899	4,898	4,906	4,896
うち経費	3,016	3,215	3,436	3,436	3,436	3,436
うち減価償却費	1,656	1,867	1,945	2,069	2,154	1,424
医業外費用	884	974	904	900	897	860
特別損失	9	16	6	3,416	6	6
総費用	18,840	19,718	19,878	23,486	20,235	19,393
経常損益	▲ 106	▲ 914	▲ 941	▲ 1,105	▲ 1,147	▲ 366
純損益	▲ 113	▲ 916	▲ 941	▲ 4,515	▲ 1,147	▲ 366
償却前損益	1,845	1,067	1,129	1,033	1,092	1,151

注 H26年度以降消費税引き上げ影響はないものとして試算

注 端数調整のため計が一致しない場合がある

##### 2) 資本的収支

(単位:百万円)

項目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
企業債	2,577	1,046	1,210	1,349	775	775
一般会計出資金	817	1,171	1,212	1,221	1,452	1,494
その他	133	85	122	0	0	0
資本的収入	3,528	2,302	2,544	2,570	2,227	2,269
建設改良費	2,621	1,131	1,600	1,528	775	775
企業債償還金	1,967	2,415	2,471	2,549	2,747	2,824
その他	0	1	1	0	0	0
資本的支出	4,587	3,546	4,072	4,077	3,522	3,599
差引額	▲ 1,059	▲ 1,244	▲ 1,528	▲ 1,507	▲ 1,295	▲ 1,330

注 端数調整のため計が一致しない場合がある

##### 3) 単年度資金収支

(単位:百万円)

項目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
総額	815	▲ 177	▲ 399	▲ 474	▲ 203	▲ 179

##### 4) 期末現金預金残高

(単位:百万円)

項目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
資金残高	8,220	8,043	7,644	7,169	6,966	6,787

## 5) 病院事業債残高

(単位:百万円)

項 目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
総 額	27,643	26,274	25,013	23,813	21,841	19,792

## 6) 設備投資計画

(単位:百万円)

項 目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
設備投資計画	2,621	1,131	1,600	1,528	775	775

## ※中期財政収支計画の基礎数値

項 目	基 礎 数 値
入 院 収 益	入院患者数については、病床利用率85.6%、1日当たり576人(H23.4～H24.9実績)で推移するものとして見込んでいます。 1人1日当たり診療単価については、57,858円((H23.4～H24.9実績)をベースとし、今後の診療報酬改定率は0.0%として見込んでいます。
外 来 収 益	外来患者数については、1日当たり1,193人(H23.4～H24.9実績)で推移するものとして見込んでいます。 1人1日当たり診療単価については、13,529円((H23.4～H24.9実績)をベースとし、今後の診療報酬改定率は0.0%として見込んでいます。

## (2)中央病院 中期経営指標

項 目	H23実績	H24見込	H28
病床利用率(感染症病床を除く。)(%)	86.1	84.2	90.0
平均在院日数(一般病棟)(日)	13.9	13.8	14.0未満
紹介率(%)	51.4	55.3	60.0以上
逆紹介率(%)	38.7	39.5	40.0以上
院外処方率(救急外来を除く)(%)	83.1	86.9	85.0以上
経常収支比率(%)	99.4	95.4	97.0以上
医業収支比率(%)	93.7 (94.1)	89.6 (90.0)	91.5以上 (91.9以上)
給与費対医業収益比率(%)	41.1 (46.7)	44.2 (50.0)	43.8以下 (50.7以下)
材料費対医業収益比率(%)	29.3 (29.9)	29.3 (30.0)	28.9以下 (28.8以下)

注 H24の数値は2月補正後の予算ベース

注 医業収支比率、給与費対医業収益比率及び材料費対医業収益比率の上段の数値は、総務省地方公営企業決算状況調査の算定式による

(3) ころの医療センター 中期財政収支計画

1) 収益的収支

(単位:百万円)

項目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
医業収益	1,595	1,514	1,462	1,488	1,524	1,560
うち入院収益	1,195	1,192	1,207	1,244	1,279	1,316
うち外来収益	327	261	193	183	183	183
医業外収益	799	742	730	713	701	697
特別利益	2	5	5	5	5	5
総収益	2,395	2,260	2,198	2,206	2,229	2,262
医業費用	2,388	2,534	2,292	2,354	2,253	2,314
うち給与費	1,341	1,482	1,372	1,446	1,359	1,428
うち材料費	268	203	141	127	127	127
うち経費	455	472	496	487	487	487
うち減価償却費	315	314	269	280	266	259
医業外費用	207	190	180	232	204	200
特別損失	4	5	5	905	5	5
総費用	2,599	2,729	2,476	3,490	2,462	2,519
経常損益	▲ 201	▲ 469	▲ 279	▲ 384	▲ 233	▲ 257
純損益	▲ 203	▲ 469	▲ 279	▲ 1,284	▲ 233	▲ 257
償却前損益	141	▲ 99	19	▲ 75	63	31

注 H26年度以降消費税引き上げ影響はないものとして試算

注 端数調整のため計が一致しない場合がある

2) 資本的収支

(単位:百万円)

項目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
企業債	29	0	141	25	4	8
一般会計出資金	179	165	248	267	272	277
その他	0	0	18	0	0	0
資本的収入	207	165	406	292	276	284
建設改良費	29	0	161	35	14	18
企業債償還金	102	92	174	205	212	217
その他	197	77	77	77	77	77
資本的支出	328	169	412	317	303	311
差引額	▲ 121	▲ 4	▲ 5	▲ 25	▲ 27	▲ 27

注 端数調整のため計が一致しない場合がある

3) 単年度資金収支

(単位:百万円)

項目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
総額	20	▲ 103	14	▲ 100	36	4

4) 期末現金預金残高

(単位:百万円)

項目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
総額	962	859	873	773	809	813

## 5) 病院事業債残高

(単位:百万円)

項 目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
総 額	5,298	5,206	5,173	4,993	4,785	4,576

## 6) 設備投資計画

(単位:百万円)

項 目	H23実績	H24見込	H25	H26	H27	H28
設備投資計画	29	0	161	35	14	18

※中期財政収支計画の基礎数値

項 目	基 礎 数 値
入 院 収 益	<p>入院患者数は、平成24年度見込1日当たり192人(病床利用率79.2%)に対し、平成25年度192人(79.6%)、26年度195人(80.5%)、27年度200人(82.5%)、28年度206人(85.0%)を見込んでいます。</p> <p>1人1日当たり診療単価は、平成24年度見込み単価を基本として、平成21年度に取得した「精神科救急入院料」を継続し、院外処方開始による病棟服薬指導料の増などを見込み、今後の診療報酬改定率は0.0%として見込んでいます。</p>
外 来 収 益	<p>外来患者数は、平成24年度見込1日当たり110人に対し、平成25年度以降110人を見込んでいます。</p> <p>1人1日当たり診療単価は、平成24年度見込み単価を基本として、院外処方を見込み、今後の診療報酬改定率は0.0%として見込んでいます。</p>

## (4)こころの医療センター 中期経営指標

項 目	H23実績	H24見込	H28
1日当たり入院患者数(人)	197	192	206人
1日当たり外来患者数(人)	107	110	110人
入院診療単価(円)	16,559	17,028	17,500円以上
外来診療単価(薬剤料除き:円)	6,551	6,757	6,800円以上
病床利用率(%)	81.4	79.2	85.0%以上
平均在院日数(日)	216.1	240.8	200日以内
長期入院(1年以上)患者率(%)	58.3	55.5	50%以下
退院率(3か月以内)(%)	73.5	72.7	70%以上
新規患者率(急性期病棟)(%)	64.6	56.3	60%以上
退院率(急性期病棟)(%)	63.8	64.1	60%以上
措置患者等受入割合(%)	34.8	43.6	40%以上
時間外等診療件数(件)	198	223	180件以上
任意入院以外患者構成率(%)	83.9	79.7	60%以上
児童思春期新規受診者数(人)	186	169	145人以上
経常収支比率(%)	92.2	82.8	90%以上
職員給与費対医業収益比率(%)	70.4	74.4	80%以下

注 H24の数値は2月補正後の予算ベース

## 2 定員管理に関する計画

### ◆ 配置計画数

区分	年度	H 2 4	中期計画期間			
			H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
本局		6 (6)	6	6	6	6
中央病院		834 (843)	836	836	836	835
こころの医療センター		148 (144)	148	148	148	148
計		988 (993)	990	990	990	989

※1 この人員計画は、今後の各病院の医療機能の見直し、平成26年の診療報酬改定を踏まえて、平成26年度に見直しを行います。

※2 H24欄の上段は定数、下段（ ）は現員を表します。

## V 進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るため、病院毎のアクションプランを作成し、進行管理を行います。

また、「県立病院運営会議」において、目標の達成状況や取組の進捗を検証・評価し、計画の着実な達成を目指します。

### 2 計画達成状況の公表時期

(1) 平成23年度～平成24年度の計画 平成25年10月

(2) 平成25年度～平成26年度の計画 平成27年10月

※ 以降、2年毎に公表します。

### 3 計画達成状況の公表方法

県議会や病院局のホームページなどにおいて、事業概要、財務状況、一般会計等の関与、職員定数の状況、職員給与の状況等を公表します。





**島根県病院事業中期計画  
2013**

**島根県病院局**

平成25年3月